

グループホームモーツァルトいのり
＜（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護＞

運 営 規 程

社会福祉法人 フジの会
グループホーム モーツァルトいのり

当事業所は、介護保険の指定介護福祉施設です。

（指定事業所番号：兵庫県 2890500156）

令和 7年 4月 1日 改訂版

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人フジの会グループホーム モーツァルトいのり（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護の事業（以下「事業」という。）は要支援、要介護者であって認知症の状態にある方（以下「利用者」という）に対し、認知症対応型共同生活介護計画書に基づき適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護または要支援2の介護認定を受け認知症の状態にある方を共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホーム モーツァルトいのり
- ② 所在地 神戸市兵庫区松原通2丁目1番17-1号

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
 - ・管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込に係る調整、業務の管理を一元的に行う。
 - ・職員へ必要な指揮命令を行う。
- ② 介護職員 18名
 - ・利用者の介護、援助に関すること
 - ・利用者の記録作成に関すること
- ③ 計画作成担当者 介護支援専門員 2名
 - ・計画作成担当者は、それぞれの利用者利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。
 - ・作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明、同意を得た後、利用者に交付する。

(勤務体制の確保等)

第5条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- ② 利用者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によってサービス提供する。
- ③前項による施設職員の管理下において、実習、ボランティア等によってサービス提供を行うことがある。
- ④職員の質、向上のため、研修機会を確保する。

(入居定員)

第6条 定員は次のとおりとする。

入居定員 18名(1ユニットの定員を9名とし、2ユニットで18名を利用定員とする。)

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービス内容)

第7条 指定事業所は、利用者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

- ② 事業所は、計画作成担当者による(介護予防)認知症対応共同生活介護計画の作成、及び事後評価を行い、漫然かつ画一的にならないように配慮してサービスを提供する。
- ③ 利用者に対し、1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴または清拭を行う。また、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- ④ 利用者に対し、心身の状況に応じて適切な方法により、排せつ介助を行う。また、おむつを使用せざるを得ない利用者に対して、適切におむつを取り替える。
- ⑤ 食事の提供は、利用者の身体状況及び嗜好・栄養並びに適時適温を考慮した食事提供を行う。
- ⑥ 利用者に対し、心身の状況に応じて、日常生活を営む為に必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑦ 利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者またはその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。
- ⑧ 事業所は利用者の健康状態に注意し、必要に応じて協力医療機関と連携し、健康保持のための適切な処置を行うこととする。
- ⑨ 事業所は必要に応じて、利用者の行政手続き代行を行うこととする。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。

- ② 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- ③ 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- ④ 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- ⑤ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得

て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料・その他の費用等)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された額とする法定代理受領サービスでない時は、介護報酬告示上の額とする。

- ② 食費ならびに家賃については、利用者との契約により定める事とし、全額自己負担とする。
- ③ その他、日常生活で費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明して同意を得たものに限り徴収する。
- ④ 前項各号に掲げる費用額に係るサービス提供にあたっては、入居時に利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用についても、説明を行うこととし、同意を得る。ただし、電磁的記録による対応でも可能とし、署名・押印についても求めない事が可能であること及びその場合は代替手段を明示することとする。
- ⑤ サービス料に係る費用については、重要事項説明書に記載する。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用にあたっては、あらかじめ利用申込またはその家族は、この運営規定の概要、職員の勤務形態、その他サービス選択に必要な重要事項を記した文書の交付を受け、サービスの内容について合意の上でサービス提供を受けること。

次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者でないこと。
- ③ 入院治療を要する者でないこと。

第11条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護への入居に当たっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- ② 用者が入院治療を必要とする場合は、他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する。
- ③ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- ④ 利用者は、努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別の事由が無い限り、これを拒否してはならない。

第12条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 暴力やけんか、若しくは口論すること、泥酔し、又は楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

- ③ 事業所内は全館禁煙。指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 故意に事業所、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。
- ⑤ 事業所内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥ 無断で物品の位置、又は形状を変えること。
- ⑦ セクハラ及びパワハラ等のハラスメント行為を行うこと。

第13条 退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続に考慮し、退去に必要な援助を行う。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、または消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
また、防火管理者は、当方人にて選任した者を当て、火の元責任者等は消防計画に明示されているものが当たる。

- ② 火災予防を常に心がけ、定期的に点検を行う。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防災管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施するとともに、地域住民の参加が得られるよう連携する。
- ⑦ 防火教育及び利用者を含めた訓練（消火・通報・避難）・・・・・・ 年2回以上
- ⑧ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・ 随時

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は感染症や非常災害時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、および早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な対応を講ずるものとする。

(人権擁護・虐待防止に係る研修の実施)

第16条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のための措置について、虐待防止対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果を職員への周知徹底を図る。職員に対して研修の実施を行うものとし、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対して研修の実施を行うものとし、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- ② 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理)

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ④ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第19条 職員はサービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じると共に管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- ③ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- ④ 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(地域等との連携)

第20条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- ② 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護に

について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- ③ 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（苦情処理）

第21条 提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（協力医療機関）

第22条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

協力医療機関は、神戸百年記念病院・なかに歯科クリニック、協力訪問看護ステーションは、訪問看護いろはとする。

- ② 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
- ③ 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ④ 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ⑤ 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- ⑥ 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- ⑦ 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- ⑧ 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（個人情報の保護）

第23条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- ② 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（会計の区分）

第 2 4 条 施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 2 5 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(記録の保管については適切な個人情報の取り扱いを行った上で、電磁的記録でも可能とする)

(その他運営についての重要事項)

第 2 6 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から一部を変更し施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から一部を変更し施行する。